

令和8年度鮭川村木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、木造住宅の耐震改修工事、減災対策工事又は住替に伴う除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、地震発生時における住宅の被害軽減を図るため、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号）のほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 村内に存する住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物のうち、主要構造部が木造である2階建て以下で平成12年5月31日以前に工事に着手したものをいう。
- (2) 耐震診断 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項から第4項までに定める一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。）が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号に基づく方法をいう。）により調査し、診断することをいう。
- (3) 評点 耐震診断により算出した耐震性の指標をいう。
- (4) 耐震性が不十分 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のことをいう。
- (5) 耐震改修工事 別表第1に掲げる工事内容であって、第4条に定める要件に該当するものをいう。
- (6) 減災対策工事 別表第2から別表第4までに掲げる工事であって、第4条に定める要件に該当するものをいう。
- (7) 住替に伴う除却工事 別表第5に掲げるものであって、第4条に定める要件に該当するものをいう。
- (8) 耐震改修等工事 第5号から第7号までに規定する耐震改修工事、減災対策工事又は住替に伴う除却工事をいう。
- (9) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 令和9年2月10日まで完了報告書を提出できる者
- (3) 村税等（各種保険料、使用料を含む）に滞納がない世帯
- (4) 他の制度による補助を受けていない者

(5) 住宅の所有者及び居住者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

イ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

エ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表第1から別表第5までに掲げる工事のうち、いずれかを含むものであること。

(2) 県内業者と工事請負契約を締結する耐震改修等工事（別表第4の工事を除く。）であること。

2 前項にかかわらず、工事施工時に必須となる労働安全対策が講じられていないと認められる場合は補助対象工事としない。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 耐震改修工事 工事に要する費用の2分の1の額又は140万円のいずれか低い額

(2) 減災対策工事又は住替に伴う除却工事 工事に要する費用の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額

2 前項第1号の耐震改修工事及び同項第2号の減災対策工事に要する費用には、工事に附随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を、同号の住替に伴う除却工事に要する費用には、消費税及び地方消費税を含めることができる。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 過年度に第1項第2号の減災対策工事に係る補助金の交付を受けた住宅に対する同項第1号の補助金の額は、同号に定める額から過年度に交付を受けた同項第2号に係る補助金の額を控除して得た額とする。

5 補助金の交付は、令和8年4月1日以降に着手され、令和9年2月10日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、第1項第1号又は第2号いずれか1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象住宅の所有者（対象住宅が共有に係るものである場合は、共有者がそれらのものうちから選任した代表者1名をいう。以下「申請者」という。）は、耐震改修等工事に着手する前に、令和8年度鮭川村木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修等工事に係る見積書の写し
 - (2) 耐震改修等工事計画平面図
 - (3) 耐震診断書
 - (4) 耐震改修等工事計画書（様式第2号）
 - (5) 税及び料等に関する証明書（様式第3号）
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
 - (7) 建築工事請負契約書の写し（契約日は申請月日以前の日付とする。）
 - (8) 住宅の所有者を確認できる書類
 - (9) 住替に伴う除却工事 住替先の建築物の耐震性があることを確認できる書類
 - (10) 着工前カラー写真
 - (11) その他村長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を令和8年度鮭川村木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更する又は申請を取下げるときは、令和8年度鮭川村木造住宅耐震改修等事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第6号）により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げを認めるときは、令和8年度鮭川村木造住宅耐震改修等事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、耐震改修等工事完了の日から起算して30日を経過する日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、令和8年度鮭川村木造住宅耐震改修等事業費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修等工事に要した費用の領収書の写し
- (2) 耐震改修等工事の施工箇所写真（工事中及び工事完了後）
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 村長は、前条の規定による実績報告を受理し、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度鮭川村木造住宅耐震改修等事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 村長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第13条 村長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他村長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1(耐震改修工事)

1-1	耐震性が不十分な住宅の上部構造評点を1.0以上に上げる改修工事
-----	---------------------------------

別表第2(減災対策工事【簡易耐震改修工事】)

2-1	耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に上げる改修工事
-----	--

別表第3(減災対策工事【部分耐震改修工事】)

3-1	耐震性が不十分な住宅の上部構造評点を1階のみ1.0以上に上げる改修工事
3-2	耐震性が不十分かつ別に定める技術基準を満たさない住宅を、主要な居室等に特化して、技術基準に適合させる改修工事
3-3	耐震性が不十分な住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する改修

	工事
--	----

注1) いずれも改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。

注2) 3-2における技術基準とは、「山形県住宅耐震改修等事業費補助金」部分耐震改修工事に係る技術基準をいう。

別表第4 (減災対策工事【防災ベッド・耐震シェルター】)

4-1	耐震性が不十分な住宅内に、防災ベッドを設置する工事
4-2	耐震性が不十分な住宅内に、耐震シェルターを設置する工事

注1) 防災ベッド・耐震シェルターについては、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

注2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅においては耐震診断の結果によらず、令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」で示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができる。なお、補助対象は倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。

別表第5 (住替に伴う除却工事)

5-1	耐震性のある住宅等への住替に伴い、耐震性が不十分な住宅を除却する工事
-----	------------------------------------

注1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅においては耐震診断の結果によらず、令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」で示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができる。なお、補助対象は倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。

注2) 村からの補助金の交付を受け耐震改修工事又は減災対策工事を行った住宅からの住替を除く。

注3) 「耐震性のある住宅等」とは、新築又は中古住宅の取得を除き、かつ次のいずれかに該当する建築物をいう。

(1) 木造建築物にあつては、平成12年6月1日以降に工事に着手した建築物、非木造建築物にあつては、昭和56年6月1日以降に工事に着手した建築物

(2) 耐震診断の結果、耐震性が確認された建築物